議案第３３号

専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第２号　　山都町税条例の一部改正について

令和８年６月５日提出

山都町長　坂本　靖也

専決第２号

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、山都町税条例の一部を改正する条例の制定について専決処分する。

令和８年３月３１日

山都町長　坂本　靖也

山都町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年３月３１日

山都町長　坂本靖也

山都町条例第１２号

山都町税条例の一部を改正する条例

山都町税条例（平成１７年山都町条例第４９号）の一部を次のように改正する。

第１８条の３中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第１９条中「、第８１条の６第１項」を削り、同条第２号及び第３号中「第８１条の６第１項の申告書、」を削る。

第３３条第３項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第３４条の７第２項中「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の６第３項又は第４項」に改める。

第３６条の２第１項ただし書中「及び第３６条の３の３第１項」を「並びに第３６条の３の３第１項及び第２項第４号」に改める。

第３６条の３の２第１項第２号中「除き、」を「除く。次条第１項第２号において同じ。」）（」に改め、「。次条第１項において同じ」を削り、同条第５項中「次条第４項」を「次条第５項」に改める。

第３６条の３の３第１項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第２０３条の６第１項に規定する申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者

を経由して、町長に提出しなければならない。

（１）　所得税法第２０３条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

（２）　法の施行地において公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受ける者を除く。）の支払を受ける第２３条第１項第１号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第３号において同じ。）（退職手当等（第５３条の２に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）を有する者

（３）　法の施行地において公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第２３条第１項第１号に掲げる者（当該年中に支払いを受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第４８条の９の７の３定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）を有する者

第３６条の３の３第５項中「第３項」を「第４項」に改め、同項を同条第６項とし、同条第４項中「第４８条の９の７の３」を「第４８条の９の８」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項を同条第４項とし、同条第２項中「前項」を「第１項」に、「法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書に」を「同条第１項の規定による申告書に」に、「法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書を提出する」を「同条第１項の規定による申告書を提出する」

に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

（１）　公的年金等支払者の名称

（２）　公的年金等受給者が、法第３１４条の２第１項第６号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

（３）　特定配偶者の氏名

（４）　扶養親族又は特定親族の氏名

（５）　その他施行規則で定める事項

第６３条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあっては２０万円」を削り、「１５０万円」を「１８０万円」に改める。

第８０条第１項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第８０条第２項を削り、同条第３項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第１項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第２項とする。

第８１条第１項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第８１条第２項中「３輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第３項及び第４項を削る。

第８１条の３から第８１条の８までを削る。

第８２条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第８３条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第８５条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第８６条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第８７条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第１項中「種

別割」を「軽自動車税」に、「第３３号の４の２様式」を「第３３号の４様式」に改め、同条第２項及び第３項中「第３３号の４の２様式」を「第３３号の４様式」に改める。

第８８条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第８９条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第９０条の見出し並びに同条第１項、第２項、第４項及び第５項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第９１条第２項中「第８０条第３項ただし書」を「第８０条第２項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第７項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第６条中「から令和９年度まで」を「以後」に改める。

附則第７条の３の前の見出し及び同条を削る。

附則第７条の３の２に見出しとして「（個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第１項中「令和２０年度」を「令和２５年度」に、「居住年が平成１１年から平成１８年まで又は」を「同法第４１条第１項に規定する居住年が」に、「令和７年」を「令和１２年」に、「において、前条第１項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第５条の４の２第５項」を「附則第５条の４第５項」に改め、同条第２項中「附則第７条の３の２第１項」を「附則第７条の３第１項」に改め、同条を附則第７条の３とする。

附則第７条中の４中「又は附則第２０条第１項」を「、附則第１９条の３第１項又は附則第２０条第１項」に、「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の６第３項又は第４項」に改める。

附則第８条第１項中「令和９年度」を「令和１２年度」に改め、同条第２項中「、附則第７条の３の２第１項」を削る。

附則第９条中の２中「附則第７条の２第４項」の下に「（法附則第７条の３第３項又は第４項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第１０条の２第３項中「附則第１５条第１４項」を「附則第１５条第１

３項」に改め、同条第４項中「附則第１５条第２１項」を「附則第１５条第２０項」に改め、同条第５項中「附則第１５条第２２項第１号」を「附則第１５条第２１項第１号」に改め、同条第６項中「附則第１５条第２２項第２号」を「附則第１５条第２１項第２号」に改め、同条第７項中「附則第１５条第２２項第３号」を「附則第１５条第２１項第３号」に改め、同条第８項中「附則第１５条第２３項第１号」を「附則第１５条第２２項第１号」に改め、同条第９項中「附則第１５条第２３項第２号」を「附則第１５条第２２項第２号」に改め、同条第１０項中「附則第１５条第２５項第１号イ」を「附則第１５条第２４項第１号イ」に改め、同条第１１項中「附則第１５条第２５項第１号ロ」を「附則第１５条第２４項第１号ロ」に改め、同条第１２項中「附則第１５条第２５項第１号ハ」を「附則第１５条第２４項第１号ハ」に改め、同条第１３項中「附則第１５条第２５項第１号ニ」を「附則第１５条第２４項第１号ニ」に改め、同条第１４項中「附則第１５条第２５項第２号」を「附則第１５条第２４項第２号」に改め、同条第１５項中「附則第１５条第２５項第３号イ」を「附則第１５条第２４項第３号イ」に改め、同条第１６項中「附則第１５条第２５項第３号ロ」を「附則第１５条第２４項第３号ロ」に改め、同条第１７項中「附則第１５条第２５項第３号ハ」を「附則第１５条第２４項第４号」に改め、同条第１８項から第２０項までを削り、同条第２１項中「附則第１５条第２８項」を「附則第１５条第２７項」に改め、同項を同条第１８項とし、同条第２２項中「附則第１５条第３２項」を「附則第１５条第３１項」に改め、同項を同条第１９項とし、同条第２３項中「附則第１５条第３６項」を「附則第１５条第３５項」に改め、同項を同条第２０項とし、同条第２４項中「附則第１５条第３７項」を「附則第１５条第３６項」に改め、同項を同条第２１項とし、同条第２５項中「附則第１５条第４０項」を「附則第１５条第３９項」に改め、同項を同条第２２項とし、同条第２６項中「附則第１５条第４１項」を「附則第１５条第４０項」に改め、同項を同条第２３項とし、同条中第２７項を第２４項とし、第２８項を第２５項とし、同条に次の１項を加える。

２６　法附則第１５条の１１第１項に規定する市町村の条例で定める割合は

３分の１とする。

附則第１０条の３第７項中「附則第１２条第１６項」を「附則第１２条第１７項」に改め、同条第８項中「附則第１２条第１９項」を「附則第１２条第２０項」に改め、同条第９項第４号中「附則第１２条第２３項」を「附則第１２条第２４項」に改め、同項第６号中「附則第１２条第２４項」を「附則第１２条第２５項」に改め、同条第１０項第５号及び第１２項第５号中「附則第１２条第３１項」を「附則第１２条第３２項」に改め、同条第１５項中「附則第１２条第１９項」を「附則第１２条第２０項」に改め、同条第１６項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成１８年国土交通省令第１１０号）第１０条第２項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成２４年法律第４９号）第２条第２項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である 」を「施行規則附則第７条の２第１項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成１８年法律第９１号）第１４条第１項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第３項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第１７条第３項第１号に規定する同法第２条第２０号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第３号を次のように改める。

（３）　家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成１８年政令第３７９号）第５条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第１４条第３項の条例で定める同法第２条第１８号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第１０条の４第１項第１号中「附則第１２条の４第１項第３号」を「附則第１２条の３第１項第３号」に改め、同条第３項中「特定被災共用土地納税義務者（以下この項」を「特定被災共用土地納税義務者（第４号」に改め、同条の次に次の１条を加える。

（令和６年能登半島地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第１０条の５　法附則第１６条の３第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の１月３１日（第５４条第６項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第１項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第１６条の３第６項（同条第７項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第１項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、１月３１日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

（１）　納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第１２条の４第１項第３号から第５号まで又は第３項第３号から第５号までに掲げる者である場合にあっては、同条第１項第１号若しくは第２号又は第３項第１号若しくは第２号に掲げる者との関係

（２）　法附則第１６条の３第１項に規定する被災住宅用地の上に令和５年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

（３）　当該年度に係る賦課期日において法附則第１６条の３第１項（同条第２項において準用する場合及び同条第６項（同条第７項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第３４９条の３の２第１項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

（４）　その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

２　法附則第１６条の３第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和８年度分及び令和９年度分の固定資産税については、第７４条の規定は適用しない。

３　法附則第１６条の３第４項に規定する特定被災共用土地（以下この項にお

いて「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第４項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第４号において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年１月３１日までに次に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。

（１）　代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）

（２）　特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

（３）　特定被災共用土地に係る法附則第１６条の３第３項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

（４）　各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合

（５）　法附則第１６条の３第３項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

４　法附則第１６条の３第９項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第１５条の２から第１５条の６までを削る。

附則第１６条の見出し中「の種別割」を削り、同条第１項中「法第４４４条第３項に規定する」を「道路運送車両法第６０条第１項後段の規定による」に、「から第４項まで」を「及び第３項」に改め、「の種別割」を削り、同条第２項中「令和４年４月１日から令和８年３月３１日まで」を「令和７年４月１日から令和１０年３月３１日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第３項中「法第４４６条第１項第３号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和４年４月１日」を「令和７年４月１日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和８年度分」に改め、「の種別割」を削

り、同条第４項を削る。

附則第１６条の２の見出し中「の種別割」を削り、同条第１項中「の種別割」を削り、「から第４項まで」を「又は第３項」に改め、同条第２項及び第３項中「の種別割」を削る。

附則第１６条の３第３項第２号、第１６条の４第３項第２号及び第１７条第３項第２号中「、附則第７条の３第１項及び附則第７条の３の２第１項」を「及び附則第７条の３第１項」に改める。

附則第１７条の２第１項中「令和８年度」を「令和１１年度」に改め、同条第２項中「令和８年度」を「令和１１年度」に、「附則第３４条の２第５項」を「附則第３４条の２第６項」に、「附則第３４条の２第１０項」を「附則第３４条の２第１２項」に改め、同条に次の１項を加える。

４　第１項（第２項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第３１条の２第２項第１３号から第１５号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和３３年法律第３０号）第３条第１項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）第３条第１項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第９条第１項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成１５年法律第７７号）第５６条第１項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第１項又は第２項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第１８条第５項第２号及び第１９条第２項第２号中「、附則第７条の３第１項及び附則第７条の３の２第１項」を「及び附則第７条の３第１項」に改める。

附則第１９条の２の次に次の１条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例）

第１９条の３　当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第３８条の２第１項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第３３条第１項及び第２項並びに第３４条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第１８条の６の４で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第１号の規定により読み替えて適用される第３４条の２の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の１００分の３に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。

２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（１）　第３４条の２の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第１９条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

（２）　第３４条の６から第３４条の８まで、第３４条の９第１項、附則第７条第１項及び附則第７条の３第１項の規定の適用については、第３４条の６中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第１９条の３第１項の規定による町民税の所得割の額」と、第３４条の７第１項前段、第３４条の８、第３４条の９第１項、附則第７条第１項及び附則第７条の３第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第１９条の３第１項の規定による町民税の所得割の額」と、第３４条の７第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第１９条の３第１項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

（３）　第３５条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第１９条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第１９条の３第１項に規定する特

定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

（４）　附則第５条の規定の適用については、同条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第１９条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第２項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第１９条の３第１項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第２０条第２項第２号中「、附則第７条の３第１項及び附則第７条の３の２第１項」を「及び附則第７条の３第１項」に改める。

附則第２０条の２第２項第２号及び第５項第２号並びに第２０条の３第２項第２号及び第５項第２号中「、第７条の３第１項及び第７条の３の２第１項」を「及び第７条の３第１項」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和８年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１）　第３６条の２第１項ただし書、第３６条の３の２及び第３６条の３の３の改正規定並びに附則第６条の改正規定及び附則第７条の３の２第１項の改正規定（「令和２０年度」を「令和２５年度」に改める部分及び「令和７年」を「令和１２年」に改める部分に限る。）並びに次条第１項及び第２項の規定　令和９年１月１日

（２）　第６３条の改正規定及び附則第３条第２項の規定　令和９年４月１日

（３）　第３４条の７第２項の改正規定並びに附則第７条の４の改正規定（「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の６第３項又は第４項」に改める部分に限る。）、附則第９条の２の改正規定及び附則第１７条の２の改正規定（同条第１項及び第２項中「令和８年度」を「令和１１年度」に改める部分を除く。）並びに次条第４項の規定　令和１０年１月１日

（４）　附則第７条の４の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び

附則第１９条の２の次に１条を加える改正規定並びに次条第３項及び第５項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和８年法律第　　号）の施行の日の属する年の翌々年の１月１日

（町民税に関する経過措置）

第２条　この条例による改正後の山都町税条例（以下「新条例」という。）第３６条の３の３第１項及び第２項の規定は、前条第１号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第３６条の３の３第１項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の山都町税条例第３６条の３の３第１項の規定による申告書については、なお従前の例による。

２　新条例附則第７条の３第１項及び第２項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が令和８年１月１日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第１２号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第７条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第４１条第１項に規定する居住用家屋（同条第１６項の規定により同条第１項に規定する居住用家屋とみなされる同条第１６項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第１７項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第１７項に規定する特例既存住宅及び同条第３５項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第３５項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第１７項の規定により同条第１項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第１７項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第６項に規定する認定住宅等（同条第１８項の規定により同条第６項に規定する認定住宅等とみなされる同条第１８項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第１項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、町民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第７条の規定による改

正前の租税特別措置法第４１条第１項に規定する居住用家屋（同条第２０項の規定により同条第１項に規定する居住用家屋とみなされる同条第２０項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第３５項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第３５項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第１０項に規定する認定住宅等（同条第２１項の規定により同条第１０項に規定する認定住宅等とみなされる同条第２１項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第１項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

３　前条第４号に掲げる規定による改正後の山都町税条例附則第７条の４の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第５項において「４号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、４号施行日の属する年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

４　新条例附則第１７条の２第４項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が前条第３号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第１７条の２第１項の土地等の譲渡について適用する。

５　新条例附則第１９条の３の規定は、４号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第３条　別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和８年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和７年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

２　新条例第６３条の規定は、令和９年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和８年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

３　令和６年４月１日から令和８年３月３１日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号。次項において「旧法」とい

う。）附則第１５条第２５項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

４　平成３０年４月１日から令和８年３月３１日までの間に旧法附則第１５条の１１第１項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第４条　新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和８年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

２　この条例の施行の日前の３輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

３　令和７年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（山都町税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第５条　山都町税条例等の一部を改正する条例（平成２６年条例第７号）の一部を次のように改正する。

附則第６条中「の種別割」を削る。

山都町税条例（平成17年条例第49号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（納税証明事項） 第18条の3　地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割　を滞納している場合においてその旨とする。 （納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金） 第19条　納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算	（納税証明事項） 第18条の3　地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。 （納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金） 第19条　納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条　、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算

して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1)　略

(2)　第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）　当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3)　第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額　当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)～(6)　略

（所得割の課税標準）

第33条　略

２　略

３　法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（以下この項及び次項並びに第34条の9において「特定配当等」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

４～６　略

（寄附金税額控除）

第34条の7　略

２　前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めると

して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1)　略

(2)　第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）　当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3)　第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額　当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)～(6)　略

（所得割の課税標準）

第33条　略

２　略

３　法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（次項及び第34条の9において「特定配当等」という。）（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

４～６　略

（寄附金税額控除）

第34条の7　略

２　前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めると

ころにより計算した金額とする。

（町民税の申告）

第36条の2　第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定

ころにより計算した金額とする。

（町民税の申告）

第36条の2　第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定

非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

２～10　略

（個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の3の2　所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、町長に提出しなければならない。

(1)　略

(2)　所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

２～10　略

（個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の3の2　所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、町長に提出しなければならない。

(1)　略

(2)　所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。）（合計所得金額が133万円以下であるものに限る。）の氏名

(3)及び(4)　略

２～４　略

５　給与所得者は、第１項及び第３項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が令第48条の９の７の２において準用する令第８条の２の２に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第４項及び第53条の９第３項において同じ。）により提供することができる。

６　略

（個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第36条の３の３　所得税法第203条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の２に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第２号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年

(3)及び(4)　略

２～４　略

５　給与所得者は、第１項及び第３項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が令第48条の９の７の２において準用する令第８条の２の２に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第５項及び第53条の９第３項において同じ。）により提供することができる。

６　略

（個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第36条の３の３　次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の６第１項に規定する申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、町長に提出しなければならない。

(1)　所得税法第203条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2)　法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の７の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第１項第１号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下で

金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、町長に提出しなければならない。

(1)　当該公的年金等支払者の名称

(2)　特定配偶者の氏名

(3)　扶養親族又は特定親族の氏名

(4)　その他施行規則で定める事項

あるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

(3)　法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

２　前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1)　公的年金等支払者の名称

(2)　公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3)　特定配偶者の氏名

(4)　扶養親族又は特定親族の氏名

(5)　その他施行規則で定める事項

2　前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。	3　第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に　　記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出する　　ことができる。
3　略	4　略
4　公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。	5　公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8　　において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
5　前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。	6　前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。
（固定資産税の免税点）	（固定資産税の免税点）
第63条　同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地　　にあっては	第63条　同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあっては

30 万円、家屋にあっては 20 万円、償却資産にあっては 150 万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。	30 万円＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿、償却資産にあっては 180 万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。
（軽自動車税の納税義務者等）	（軽自動車税の納税義務者等）
第 80 条　軽自動車税は、3 輪以上の軽自動車に対し、当該 3 輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。	第 80 条　軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。
2　前項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者には、法第 443 条第 2 項に規定する者を含まないものとする。	
3　軽自動車等の所有者が法第 445 条第 1 項の規定により種別割　　を課することができない者である場合には、第 1 項の規定にかかわらず、その使用者に＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。	2　軽自動車等の所有者が法第 445 条第 1 項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。
（軽自動車税のみなす課税）	（軽自動車税のみなす課税）
第 81 条　軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3 輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。	第 81 条　軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。
2　前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を 3 輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。	2　前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。
3　法第 444 条第 3 項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した 3 輪以上の軽自動車又はそ	

の販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。 4　法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。 （日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲） 第81条の2　略 （環境性能割の課税標準） 第81条の3　環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。 （環境性能割の税率） 第81条の4　次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。 (1)　法第451条第1項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの　100分の1 (2)　法第451条第2項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの　100分の2	（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲） 第81条の2　略

(3)　法第451条第3項の規定の適用を受けるもの　100分の3

（環境性能割の徴収の方法）

第81条の5　環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

（環境性能割の申告納付）

第81条の6　環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を町長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

２　3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を町長に提出しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第81条の7　環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

２　前項の過料の額は、情状により、町長が定める。

３　第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

（環境性能割の減免）

第81条の8　町長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と

認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

２　前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

（種別割　　の税率）

第 82 条　次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割　　の税率は、1 台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3)　略

（種別割　　の賦課期日及び納期）

第 83 条　種別割　　の賦課期日は、4 月 1 日とする。

２　種別割　　の納期は、5 月 1 日から同月 31 日までとする。

第 84 条　削除

（種別割　　の徴収の方法）

第 85 条　種別割　　は、普通徴収の方法によって徴収する。

（種別割　　に関する申告又は報告）

第 87 条　種別割　　の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から 15 日以内に、軽自動車及び 2 輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則 第 33 号の 4 の 2 様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第 33 号の 5 様式 による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。

２　前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から 15 日以内に、当該変更があった事項

（軽自動車税の税率）

第 82 条　次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1 台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3)　略

（軽自動車税の賦課期日及び納期）

第 83 条　軽自動車税の賦課期日は、4 月 1 日とする。

２　軽自動車税の納期は、5 月 1 日から同月 31 日までとする。

第 84 条　削除

（軽自動車税の徴収の方法）

第 85 条　軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。

（軽自動車税に関する申告又は報告）

第 87 条　軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から 15 日以内に、軽自動車及び 2 輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第 33 号の 4 様式　　による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第 33 号の 5 様式 による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。

２　前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から 15 日以内に、当該変更があった事項

について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則 第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式 による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。	について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式 による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式 による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。
3　軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則 第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第34号様式 による申告書を町長に提出しなければならない。	3　軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式 による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第34号様式 による申告書を町長に提出しなければならない。
4　略	4　略
（種別割　に係る不申告等に関する過料）	（軽自動車税に係る不申告等に関する過料）
第88条　略	第88条　略
2及び3　略	2及び3　略
（種別割　の減免）	（軽自動車税の減免）
第89条　町長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割　を減免する。	第89条　町長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。
2　前項の規定によって種別割　の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。	2　前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。
(1)～(8)　略	(1)～(8)　略
3　第1項の規定によって種別割　の減免を受けた者は、その事由が消滅	3　第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅

した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

（身体障害者等に対する種別割　　の減免）

第 90 条　町長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものについて、規則で定めるところにより、種別割　　を減額し、又は免除する。この場合において、第 1 号から第 3 号までに規定する軽自動車等にあっては、１台に限るものとする。

(1)～(4)　略

２　前項第 1 号の規定によって種別割　　の減免を受けようとする者は、納期限までに、町長に対して、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）第 4 条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 92 条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第 95 条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第 95

した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

（身体障害者等に対する軽自動車税の減免）

第 90 条　町長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものについて、規則で定めるところにより、軽自動車税を減額し、又は減免する。この場合において、第 1 号から第 3 号までに規定する軽自動車等にあっては、１台に限るものとする。

(1)～(4)　略

２　前項第 1 号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、町長に対して、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）第 4 条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 92 条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第 95 条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第

条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6)　略

３　略

４　第1項第2号の規定によって種別割　　の減免を受けようとする者は、納期限までに、町長に対して、当該軽自動車等の提示町長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

５　前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割　　の減免を受けている者について準用する。

（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）

第91条　略

２　法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって種別割　　を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、町内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割　　を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって種別割

95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6)　略

３　略

４　第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、町長に対して、当該軽自動車等の提示町長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

５　前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）

第91条　略

２　法第445条若しくは第81条の2又は第80条第2項ただし書の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、町内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は第80条第2項ただし書の規定によって軽自動

を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

３～６　略

７　第２項の標識及び第３項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が町内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割　が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

８及び９　略

附　則

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第６条　平成30年度から令和９年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第４条の５第３項の規定に該当する場合における第34条の２の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第１項」とあるのは「同条第１項（第２号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第４条の５第３項の規定により読み替えて適用される法第314条の２第１項（第２号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除）

第７条の３　平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又

車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

３～６　略

７　第２項の標識及び第３項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が町内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

８及び９　略

附　則

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第６条　平成30年度以後　の各年度分の個人の町民税に限り、法附則第４条の５第３項の規定に該当する場合における第34条の２の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第１項」とあるのは「同条第１項（第２号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第４条の５第３項の規定により読み替えて適用される法第314条の２第１項（第２号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（次条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額（第3項において「町民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

２　前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3第1項」とする。

３　第1項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び町民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した町民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、町長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。

第7条の3の2　平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5

（個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除）

第7条の3　平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が　平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。）には　　、法附則第5

条の４の２第５項（同条第７項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の３及び第34条の６の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

２　前項の規定の適用がある場合における第34条の８及び第34条の９第１項の規定の適用については、第34条の８中「前２条」とあるのは「前２条並びに附則第７条の３の２第１項」と、第34条の９第１項中「前３条」とあるのは「前３条並びに附則第７条の３の２第１項」とする。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第７条の４　第34条の７の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、法第314条の７第11項第２号若しくは第３号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の３第２項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の３第１項、附則第16条の４第１項、附則第17条第１項、附則第18条第１項、附則第19条第１項、附則第19条の２第１項又は附則第20条第１項の規定の適用を受けるときは、第34条の７第２項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第５条の５第２項（法附則第５条の６第２項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例）

第８条　昭和57年度から令和９年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第６条第４項に規定する場合において、第36条の２第１項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時

条の４第５項（同条第７項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の３及び第34条の６の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

２　前項の規定の適用がある場合における第34条の８及び第34条の９第１項の規定の適用については、第34条の８中「前２条」とあるのは「前２条並びに附則第７条の３第１項」と、第34条の９第１項中「前３条」とあるのは「前３条並びに附則第７条の３第１項」とする。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第７条の４　第34条の７の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、法第314条の７第11項第２号若しくは第３号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の３第２項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の３第１項、附則第16条の４第１項、附則第17条第１項、附則第18条第１項、附則第19条第１項、附則第19条の２第１項、附則第19条の３第１項又は附則第20条第１項の規定の適用を受けるときは、第34条の７第２項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第５条の５第２項（法附則第５条の６第３項又は第４項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例）

第８条　昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第６条第４項に規定する場合において、第36条の２第１項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される

までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。

２　前項に規定する各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る町民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

３　略

第9条の2　当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。

２　前項に規定する各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る町民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

３　略

第9条の2　当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2　略

２　略

３　法附則第15条第14項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第14項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。

４　法附則第15条第21項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

５　法附則第15条第22項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

６　法附則第15条第22項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

７　法附則第15条第22項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

８　法附則第15条第23項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

９　法附則第15条第23項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

10　法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

11　法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

12　法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する

第10条の2　略

２　略

３　法附則第15条第13項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第13項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。

４　法附則第15条第20項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

５　法附則第15条第21項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

６　法附則第15条第21項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

７　法附則第15条第21項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

８　法附則第15条第22項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

９　法附則第15条第22項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

10　法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

11　法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

12　法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する

市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
13　法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	13　法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
14　法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は7分の6とする。	14　法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は7分の6とする。
15　法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	15　法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
16　法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。	16　法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
17　法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。	17　法附則第15条第24項第4号　に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
18　法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	
19　法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	
20　法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	
21　法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	18　法附則第15条第27項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
22　法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	19　法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
23　法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	20　法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

24　法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

25　法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

26　法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

27及び28　略

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第10条の3　略

２～６　略

７　法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(3)　略

８　法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19

21　法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

22　法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

23　法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

24及び25　略

26　法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第10条の3　略

２～６　略

７　法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第17項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(3)　略

８　法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20

項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6)　略

9　法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(3)　略

(4)　令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5)　略

(6)　居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7)　略

10　法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4)　略

(5)　熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6)　略

9　法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(3)　略

(4)　令附則第12条第24項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5)　略

(6)　居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7)　略

10　法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4)　略

(5)　熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等

(6)　略

11　略

12　法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4)　略

(5)　熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6)　略

13及び14　略

15　法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6)　略

16　法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規

(6)　略

11　略

12　法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4)　略

(5)　熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等

(6)　略

13及び14　略

15　法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6)　略

16　法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物　について、同項の規

定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である

旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)及び(2)　略

(3)　家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4)～(6)　略

（令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第10条の4　法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の2第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあ

定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類 を添付して町長に提出しなければならない。

(1)及び(2)　略

(3)　家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

(4)～(6)　略

（令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第10条の4　法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の2第6項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあ

っては、1月31日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。 (1)　納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係 (2)～(4)　略 ２　略 ３　法附則第16条の2第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。 (1)～(5)　略 ４　略	っては、1月31日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。 (1)　納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の3第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係 (2)～(4)　略 ２　略 ３　法附則第16条の2第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第4号　において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。 (1)～(5)　略 ４　略 （令和6年能登半島地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等） 第10条の5　法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16

条の3第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(1)　納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2)　法附則第16条の3第1項に規定する被災住宅用地の上に令和5年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3)　当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4)　その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

２　法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和8年度分及び令和9年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

３　法附則第16条の3第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第4号において「

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第15条の2　軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2　県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の

特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。

(1)　代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）

(2)　特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

(3)　特定被災共用土地に係る法附則第16条の3第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(4)　各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合

(5)　法附則第16条の3第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4　法附則第16条の3第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

３　県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

４　前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第15条の3　町長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

第15条の4　第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「町長」とあるのは、「県知事」とする。

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）

第15条の5　町は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第15条の6　営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

２　自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

（軽自動車税＿＿＿＿の税率の特例）

第16条　法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

2　法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

3　法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(2)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(3)中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

第16条　法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

2　法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

3　法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車（以下この項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア(2)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(3)中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4　法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号イ⑵中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号イ⑶中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。	
（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例） 第16条の2　町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。	（軽自動車税＿＿＿＿の賦課徴収の特例） 第16条の2　町長は、軽自動車税＿＿＿＿の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項又は第3項＿＿の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。
2　町長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用す	2　町長は、納付すべき軽自動車税＿＿＿＿の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税＿＿＿＿に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用す

る。

３　前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例）

第16条の3　略

２　略

３　第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)　略

(2)　第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5)　略

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例）

第17条の2　昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の町民税に

る。

３　前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例）

第16条の3　略

２　略

３　第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)　略

(2)　第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5)　略

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例）

第17条の2　昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の町民税に

限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)及び(2)　略

2　前項の規定は、昭和63年度から令和8年度　までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3　第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第

限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)及び(2)　略

2　前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3　第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第

33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

（短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例）

第18条　略

２～４　略

５　第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)　略

(2)　第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第

33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

４　第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

（短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例）

第18条　略

２～４　略

５　第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)　略

(2)　第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第

1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。	1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。
(3)～(5)　略	(3)～(5)　略
（一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例）	（一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例）
第19条　当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（一般株式等に係る譲渡所得等の金額（次第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。	第19条　略
2　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	2　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1)　略	(1)　略
(2)　第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第	(2)　第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第

1 項、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、第 34 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 19 条第 1 項の規定による町民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項前段、第 34 条の 8、第 34 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 19 条第 1 項の規定による町民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 19 条第 1 項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5)　略

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例）

第 19 条の 2　略

２　略

1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用については、第 34 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 19 条第 1 項の規定による町民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項前段、第 34 条の 8、第 34 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 19 条第 1 項の規定による町民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 19 条第 1 項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5)　略

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例）

第 19 条の 2　略

２　略

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例）

第 19 条の 3　当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 38 条の 2 第 1 項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第 33 条第 1 項及び第 2 項並びに第 34 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第 18 条の 6 の 4 で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 34 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の 100 分の 3 に相当する金額に相

当する町民税の所得割を課する。

２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)　第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2)　第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)　第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4)　附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割

（先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例）

第20条　略

２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)　略

(2)　第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5)　略

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例）

第20条の2　略

２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)　略

(2)　第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1

の額」とする。

（先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例）

第20条　略

２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)　略

(2)　第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5)　略

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例）

第20条の2　略

２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)　略

(2)　第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1

項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5)　略

３及び４　略

５　第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)　略

(2)　第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5)　略

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例）

第20条の3　略

項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5)　略

３及び４　略

５　第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)　略

(2)　第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5)　略

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例）

第20条の3　略

２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)　略

(2)　第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5)　略

３及び４　略

５　第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)　略

(2)　第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額

２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)　略

(2)　第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5)　略

３及び４　略

５　第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)　略

(2)　第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額

及び附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5)　略 ６　略	及び附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5)　略 ６　略

附則第５条による改正　山都町税条例の一部を改正する条例(平成26年条例第7号)新旧対照表

現行	改正後（案）
附　則 第6条　平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る山都町税条例第82条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 略	附　則 第6条　平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税＿＿＿＿に係る山都町税条例第82条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 略

専決2号　山都町税条例の一部改正について

議案第３３号　資料

1　個人住民税

（1）個人住民税控除等について（税条例改正はなく税制改正によるもの）

<table>
<tr><th>改正内容</th><th colspan="4">個人住民税
（令和８年分所得に係る令和９年度分から適用）</th><th colspan="4">所得税
（令和８年分所得から適用）</th></tr>
<tr><td>給与所得控除見直し</td><td colspan="4">所得税と同様の対応</td><td colspan="4">＜最低保障額＞
改正前：65万円　→　<u>改正後：74万円</u>
※引上げ額9万円のうち、5万円が２年間の時限措置</td></tr>
<tr><td>基礎控除の見直し</td><td colspan="4">改正なし(最高43万円)</td><td colspan="4">改正前：最高95万円　→　<u>改正後：最高104万円</u>
（給与収入200万円相当以下）　（給与収入665万円相当以下）
※引上げ額９万円のうち、一部は時限措置</td></tr>
<tr><td>扶養親族等に係る
所得要件の引上げ</td><td colspan="4">所得税と同様の対応</td><td colspan="4">改正前：58万円　→　<u>改正後：62万円</u></td></tr>
<tr><td>ひとり親控除の見直し</td><td colspan="4">改正前：30万円　→　<u>改正後：33万円</u>
※令和10年度から適用</td><td colspan="4">改正前：35万円　→　<u>改正後：38万円</u>
※令和９年所得分から適用</td></tr>
<tr><td rowspan="4">非課税ライン
（単身者の場合）</td><td></td><td>R7改正前</td><td>R8改正前</td><td>R8改正</td><td></td><td>R7改正前</td><td>R8改正前</td><td>R8改正</td></tr>
<tr><td>基本額等</td><td>45万円</td><td>45万円</td><td>45万円</td><td>基礎控除</td><td>48万円</td><td>95万円</td><td>104万円</td></tr>
<tr><td>給与所得
控除</td><td>55万円</td><td>65万円</td><td>74万円</td><td>給与所得
控除</td><td>55万円</td><td>65万円</td><td>74万円</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>100万円</td><td>110万円</td><td>119万円</td><td>合計</td><td>103万円</td><td>160万円</td><td>178万円</td></tr>
</table>

（２）所得割の課税標準の変更について（第33条、附則第16条の3）

○　特定大口株主配当等の特定配当等への追加に伴う、所得割の課税標準の変更

原則として、上場株式等の配当等には支払い時に５％の住民税が徴収され、納税義務者は「申告不要」、「総合課税」、「申告分離　課税」のいずれかを選択することができるが、特定大口株主配当等（※）は、「総合課税」が義務付けられているとともに、支払い時の住民税の徴収の対象外とされていた。今回の改正で、この配当等についても支払い時に住民税を徴収する仕組みへと変更され、引き続き総合課税の対象とするもの。

※特定大口株主配当等…発行済株式の３％以上（同族関係者との合計）を保有する個人株主が受け取る上場株式等の配当等。

	配当等の支払い時	課税方式
一般の株主等	住民税5％を特別徴収	次のいずれかを納税義務者が選択 ①申告不要　②申告分離課税　③総合課税
大口株主等	住民税の特別徴収なし →住民税5％を特別徴収へ変更	総合課税のみ（住民税率10％） →　変更なし

（３）寄附金税額控除等について（第34条の7、附則第7条の4、附則第9条の2）

○　復興特別所得税の課税期間延長と防衛費増額の財源確保による防衛特別所得税の創設のため、寄附金税額控除、寄附金税額控除における特例控除額の特例（※）、特例l控除対象寄附金について改正。

税率：復興特別所得税2.1％⇒1.1％（令和29年まで）　防衛特別所得税（当分の間）1％　令和10年1月1日施行

※寄附金税額控除における特例控除額の特例については、特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う整備も含む。

金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和８年法律第　号）の施行の日の属する年の翌々年の１月１日施行

（４）暗号資産の所得に対する課税方式について（附則第7条の4、附則第19条の３）

○　暗号資産の所得に対する課税方式が、これまでの「総合課税」から上場株式等と同様の「申告分離課税」に変更。
　金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和８年法律第　号）の施行の日の属する年の翌々年の１月１日施行

	現行	改正後
課税方法	総合課税 暗号資産取引で生じた利益は雑所得として扱い、所得額に応じて課税される。	分離課税 暗号資産取引のうち、特定暗号資産取引で生じた利益は他の所得と分離し課税される。
課税内訳	所得税5～45％＋住民税10％（県民税4％＋町民税6％）	所得税15％＋住民税5％（県民税2％＋町民税3％）
備考	雑所得において単年度における損益通算のみ可能	特定暗号資産取引において・損益通算・繰越控除が３年間可能

（５）公的年金等受給者の扶養親族等申告書について（第36条の2、第36条の3の2、第36条の3の3）

○　従来、所得税の源泉徴収の対象とならない一定の金額以下の公的年金等受給者については、提出義務が課されていなかったが、令和７年度税制改正において、所得税の基礎控除額が大幅に引き上げられた結果、所得税は非課税であるが扶養親族等申告書を提出していないと住民税課税となる場合があるので、一定の者は申告することとするもの。　　令和9年１月１日施行

（６）特定一般用医薬品等購入費の医療費控除について（附則第6条）

○　特定一般用医薬品等購入費（医師が処方する「医療用医薬品」からドラッグストア等で購入できる医薬品に転用された購入費用）を支払った場合の医療費控除の特例に係る適用期限を延長　令和9年１月１日施行

（７）住宅借入金等特別税額控除について（附則第7条の3、附則第7条の3の2）

○　所得税において、住宅借入金等特別税控除の見直しが行われ、適用期限を５年延長し、令和12年までに居住を開始した場合まで適用とするもの。所得税から控除しきれない額について、所得税の課税総所得金額等の５％（最高9.75万円）の範囲内で個人住民税額から控除する。この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填される。
令和9年１月１日施行（適用期限の延長のみ）

【住民税における住宅借入金等特別税額控除額の算定方法】

①・②のいずれか低い方の金額　※赤字部分を追加

①　所得税の課税総所得金額等＋（所得税の基礎控除額－48万円）の5％
［※０円未満の場合は０円とする］

②　9.75万円

※令和7年12月以前に居住の用に供した者に限る

＜参考＞
令和８年度税額控除
108名　3,963千円

（８）肉用牛の売却による事業所得に係る住民税の課税の特例について（附則第8条）

○　肉用牛の売却による農業所得に係る課税の特例について、適用期限を３年延長（現行：令和9年度⇒令和12年度）
肉用牛生産農家の経営の安定を目的とした特例措置。指定を受けた食肉卸売市場等で肉用牛を売却した際、1頭当たりの売却価額が100万円未満であり、かつ、年間の売却頭数が1,500頭以内である場合、その売却所得に係る住民税の所得割が免除されるもの。

（９）長期譲渡所得に係る課税の特例について（附則第17条の2）

○　優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の見直し及び期間を３年延長（現行：令和８年度⇒令和11年度）
　地方公共団体や特定の民間事業者等が行う優良な宅地造成事業等のために、所有期間が５年を超える土地等を譲渡した場合、長期譲渡所得金額のうち2,000万円以下の部分に対する住民税の税率が5％から4％に軽減されるもの。

２　固定資産税

（１）免税点の引上げ（物価指数等の上昇を踏まえて）（第63条）

○　家屋	20万円	⇒	30万円	減税額（概算）	1,937千円	
償却資産	150万円	⇒	180万円		646千円	令和9年4月1日施行

（２）令和６年能登半島地震の被災住宅用地に係る課税表中の特例措置（附則第10条の4、10条の5、）

○　令和６年能登半島地震により被災した住宅用地について、現行の災害対応のための常設措置の適用期限終了後も被災者支援を継続するため、住宅用地として使用することができないと市町村が認める場合に引き続き適用ができるよう２年度分の特例措置を創設

（３）バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る税額の減額措置の拡充・延長（附則第10条の2、10条の3）

○　バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る固定資産税の軽減措置について、特別特定建築物（※）全般を対象とするなど幅広くバリアフリー化を促すよう見直しを行った上、３年間（令和10年度まで）の期間延長を行う。
※　既存建築物バリアフリー改修事業の国の補助を受けたもので、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する建築物で移動等円滑化が特に必要な施設（劇場、音楽堂、老人ホームなど）

（４）新築住宅に係る税額の減額措置の拡充・延長（条例改正はなく税制改正によるもの）

○　新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置について、多世代にわたり活用される住宅ストック形成や、安心・安全な住まいの実現の観点から、床面積要件を引き下げるとともに、一定の災害ハザードエリアを特例対象外とする立地要件の見直しを行った上、５年間の延長を行う。

（１）現行制度

新築住宅に係る固定資産税について、最初の３年度分（３階建て以上で耐火構造の住宅は５年度分）、税額の1/2を減額する。

※　認定長期優良住宅の場合、最初の5年度分（３階建て以上で耐火構造の住宅は7年度分）減額される。

※　対象床面積は、居住部分に係る床面積で120㎡が限度（120㎡を超えるものは120㎡相当分まで）。

※　床面積要件・立地要件のほか、居住割合要件（居住部分の床面積が当該家屋の1/2以上）がある。

＜参考＞
令和8年度減額
50戸　2,963千円

（２）見直し内容

	現行制度	見直し後
①床面積要件	50㎡以上280㎡以下（※１）	40㎡以上240㎡以下（※２）

※１　戸建以外の貸家住宅の場合は40㎡以上280㎡以下。

※２　特別区域内の特定都市再生緊急整備地域については、原則50㎡以上240㎡以下。

	現行制度	見直し後
②立地要件	都市再生特別措置法に基づく勧告に従わないものとして公表の対象となった一定の住宅は適用外	・災害レッドゾーン（※１）における新築は原則として適用対象外。 ※所有者、配偶者又は二親等以内の親族の居住する住宅の建替は適用対象 ・市街化調整区域内の災害イエローゾーン（※２）における新築（建替を除く）は原則として適用対象外。 ※都市計画法上開発許可が不要な一定の住宅については、建替以外の場合も適用対象。

※１　一定の災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域及び浸水被害防止区域

※２　一定の土砂災害警戒区域及び浸水想定区域

（３）適用期限　　令和13年3月31日まで（5年間）

※　立地要件については、施行まで十分な期間を確保する観点から、３年後の施行（令和11年４月1日）。

3　軽自動車税

（１）環境性能割の廃止（第18条の3、19条、80条～83条、85条～91条、附則第15条の2～6、16条の2）

○　米国関税措置の影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、令和７年度末をもって環境性能割を廃止。これに伴い、軽自動車税（種別割）について、軽自動車税に名称を変更する。
○　減収分については、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当。
　　※令和７年度収入　4,638千円（令和7年2月～令和8年1月分）

	令和８年３月３１日まで
軽自動車税	**環境性能割** ５０万円を超える三輪以上の軽自動車の購入時に課税
	種別割 軽自動車の所有者に課税

令和８年４月１日から
廃止 当面減収分は国が補填
軽自動車税（名称変更） 軽自動車の所有者に課税

（２）グリーン化特例の延長（附則第16条）

○　軽自動車税のグリーン化特例は、税の財産税的性格及び道路損傷負担金的性格に、環境の観点を導入した環境配慮型税制。
○　電気自動車等に対して取得翌年度の軽自動車税（種別割）の税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した軽自動車の税率を重くする。
○　より環境性能の優れた自動車の普及を後押ししていく観点から、グリーン化特例の適用期限を２年延長（令和９年度まで）。
【特例割合】
［軽課］75％軽減［対象車］電気自動車　燃料電池自動車　プラグインハイブリッド車　天然ガス自動車 ※取得年度翌年のみ適用
［重課］20％加重［対象車］ガソリン車（13年超、ハイブリッド車は含まない）　ディーゼル車（11年超）

4　ふるさと納税の見直し（税条例改正はなく税制改正によるもの）

○　特例控除額について、193万円（給与収入1億円相当）（※１）を上限としてあらたに設定
　※１　438万円を寄付した場合の特例控除額。寄附額に上限はない。
　※２　令和9年寄附分から適用
○　寄附金活用可能額の割合を60％以上と設定（※３）するとともに、使途を公表
　※３　令和8年指定から段階的に適用
　　R8：52.5％　R9：55％　R10：57.5％　R11：60％
○　指定取消期間を3年以内（現行：2年）とするとともに、最大5年前（現行：2年前）の違反事案について取消対象とする。
　※４　令和８年４月１日から施行（一部同年１０月１日施行）

5　その他

○　字句の整理、引用している法律の条文のずれに対応するものなど